

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
第21条に基づく情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、厚生労働省における女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

1. 職業生活における機会の提供に関する実績

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和元年度）

	女性割合
本省総合職	42.6%
本省一般職等（専門職含む）	40.1%
地方機関	48.7%
常勤職員合計	45.9%
非常勤職員	72.2%
合 計	69.3%

※ 試験採用者のほか選考採用者も含む。平成31年4月1日付け採用者を計上。

(2) 職員に占める女性職員の割合（令和元年7月）

	女性割合
常勤職員	29.7%
非常勤職員	69.5%
合 計	50.8%

※ 行政職俸給表（一）以外の俸給を含む。休職・休業・派遣中の職員、委員顧問参与等職員を除く。

(3) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和元年7月）

女性割合
7.6%

(4) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和元年7月）

役職段階	女性割合
指定職	14.9%
本省課室長相当職	6.9%
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職	12.9%
本省係長相当職	26.0%

(5) 中途採用の男女別実績（令和元年度）

	男性	女性
本省	0人	0人
地方機関	0人	0人
合計	0人	0人

※ 平成31年4月1日付け経験者採用試験採用者について計上。

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(1) 当該年度に退職した職員の割合の男女の差異（平成30年度中の退職状況）

	離職率	
	男性	女性
本省総合職	0.7%	3.1%
本省一般職等(専門職含む)	2.3%	5.8%
地方機関	0.7%	1.6%
常勤職員合計	0.9%	1.9%

※ 任期の定めのない職員に限る。

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（平成30年度）

○育児休業取得率

	取得率	
	男性	女性
常勤職員合計	53.5%	100.0%
本省	39.3%	100.0%
地方機関	58.1%	100.0%
非常勤職員	100.0%	101.8%
合計	53.9%	101.0%

○育児休業取得期間の分布状況

【男性職員（常勤職員）】

	1 月未満	1 月以上 6 月未満	6 月以上 12 月未満	12 月以上
常勤職員合計	73.9%	20.5%	4.8%	0.8%
本省	70.5%	22.7%	4.5%	2.3%
地方機関	74.6%	20.0%	4.9%	0.5%

【女性職員（常勤職員）】

	12 月未満	12 月以上 18 月未満	18 月以上 24 月未満	24 月以上
常勤職員合計	63.0%	17.8%	6.7%	12.5%
本省	56.5%	19.6%	4.3%	19.6%
地方機関	64.8%	17.3%	7.4%	10.5%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況（平成 30 年度）

	取得率
配偶者出産休暇	96.1%
育児参加のための休暇	93.1%
「男の産休」5 日以上取得	84.1%

(4) 職員一人当たりの一月当たりの超過勤務時間（平成 30 年）

	一月当たり
常勤職員合計	13.7 時間
本省	32.5 時間
地方機関	10.5 時間

(5) 年次休暇等取得日数（平成 30 年）

	取得日数	(参考) 取得率
本省	14.4 日	72.1%
地方機関	16.1 日	80.4%
合計	15.9 日	79.4%

※ 任期の定めがある職員、対象外の職員を除く。

※ 取得率は職員に付与された年次休暇等の日数を 20 日として「職員が取得した年次休暇等の日数」÷「職員に付与された年次休暇等の日数（繰越日数は除く）」× 100 で算出した率。